

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年6月29日

【会社名】 東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社

【英訳名】 Tokai Tokyo Financial Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 最高経営責任者 石田 建昭

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋三丁目6番2号

【電話番号】 03(3517)8100(代表)

【事務連絡者氏名】 財務企画部長 大野 哲嗣

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋三丁目6番2号

【電話番号】 03(3517)8100(代表)

【事務連絡者氏名】 財務企画部長 大野 哲嗣

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【提出理由】

平成27年6月26日開催の当社第103期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、「金融商品取引法」第24条の5第4項及び「企業内容等の開示に関する内閣府令」第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 配当財産の種類
金銭

ロ 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき20円（普通配当16円、記念配当4円）

総額 5,333,051,720円

ハ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)において、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりました。業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第29条(取締役の責任免除)及び第37条(監査役の責任免除)の一部を変更するものであります。

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役として、石田建昭、飯泉浩、早川敏之、鈴木郁雄、森末暢博、水野一郎及び説田公人を選任するものであります。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役として、岡島真人及び安田三洋を選任するものであります。

第5号議案 取締役賞与支給の件

当期末時点の社外取締役を除く取締役3名に対し、当期の業績を勘案のうえ、取締役賞与総額99,400,000円を支給するものであります。

第6号議案 当社及び子会社の取締役・使用人に対しストック・オプションとして新株予約権を発行する件
会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、ストック・オプションとして当社及び子会社の社外取締役を除く取締役・使用人に対して新株予約権を発行すること、及び募集事項の決定を当社取締役会に委任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果 (賛成割合)
第1号議案	2,113,755	2,862	107	(注) 1	可決 (99.52%)
第2号議案	2,111,409	5,358	107	(注) 3	可決 (99.40%)
第3号議案				(注) 2	
石田 建昭	2,107,752	8,865	107		可決 (99.24%)
飯泉 浩	2,107,617	9,000	107		可決 (99.23%)
早川 敏之	2,107,838	8,779	107		可決 (99.24%)
鈴木 郁雄	2,032,243	84,374	107		可決 (95.68%)
森末 暢博	2,098,353	18,264	107		可決 (98.79%)
水野 一郎	2,108,562	8,055	107		可決 (99.27%)
説田 公人	2,043,157	73,460	107		可決 (96.20%)
第4号議案				(注) 2	
岡島 真人	2,056,863	59,754	107		可決 (96.84%)
安田 三洋	2,111,020	5,597	107		可決 (99.39%)
第5号議案	2,087,217	13,977	15,530	(注) 1	可決 (98.27%)
第6号議案	2,039,431	77,186	107	(注) 3	可決 (96.02%)

(注) 1 出席した株主の議決権の過半数の賛成によるものであります。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によるものであります。

3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によるものであります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決案件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権は加算しておりません。